



第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画
（素案）

令和8年〇月策定

山 梨 県

目 次

1	計画の名称と考え方	1
	(1) 名称	1
	(2) 考え方	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	管理が行われる区域	2
5	現状の整理	2
	(1) 生息環境	2
	ア 富士・丹沢保護管理ユニット	3
	イ 中央・南アルプス保護管理ユニット	3
	ウ 関東山地保護管理ユニット	3
	(2) 生息状況	4
	(3) 推定生息数	4
	(4) 出没状況	5
	(5) 捕獲状況	7
	(6) 被害状況	9
	ア 人身被害	9
	イ 農林業被害	10
6	現状の評価と課題	11
7	管理の目標	11
	(1) 基本目標	11
	(2) 目標達成のための基本的な考え方	11
8	ゾーニング管理に関する事項	12
	(1) ゾーニング設定	12
	(2) 各ゾーンにおける対策	13
	ア 人の生活圏	13
	イ 緩衝地帯	13
	ウ コア生息地	13
9	個体群管理に関する事項	13
	(1) 捕獲数の目安	13
	(2) 捕獲許可による個体数の管理	15
	(3) 狩猟による捕獲	15
	(4) 錯誤捕獲の防止	15
10	生息地の保護・整備に関する事項	15

(1) 移動経路の確保	15
(2) 生息地の環境整備	16
1 1 被害防止対策に関する事項	16
(1) 人身被害の防止	16
(2) 出没防止の対策	16
(3) 被害防止体制の整備	16
(4) 出没時の対応	17
1 2 出没対応に関する事項	17
(1) 広報活動	17
(2) パトロールの実施	17
(3) 有害捕獲の実施	17
(4) 緊急銃猟等の実施	17
1 3 その他管理のために必要な事項	18
(1) 人材の育成及び計画の実施体制整備	18
(2) 普及啓発、注意喚起の実施	18
(3) 生態調査や生息モニタリング調査の実施	18
参考資料	19

1 計画の名称と考え方

(1) 名称

第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画

(2) 考え方

ツキノワグマ（*Ursus thibetanus*）は、本州および四国に生息する食肉目クマ科の大型哺乳類であり、日本の森林生態系を代表する野生動物である。

国際的には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」附属書Iに掲載され、国際取引が厳しく規制されている。また、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストでは、現在も「絶滅危惧II類（VU）」として評価されている。

国内では、本州以南に広く分布するものの、かつては生息数の減少が懸念され、環境庁（当時）は平成3年版「日本版レッドデータブック」において五つの地域個体群を「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定し、平成10年のレッドリストではさらに一つの地域個体群を追加した。これらの区分は最新の「レッドリスト2020」においても維持されている。

本県では、地形的に人の生活圏とツキノワグマの生息域が近接しており、さらに、ツキノワグマを誘引する果樹園が多く存在し、農林業者の減少や高齢化等による農地等の耕作放棄等によって人の生活圏への侵入による人身被害や農林業被害の増加が懸念された。そこで、ツキノワグマの地域個体群の将来にわたっての存続と、人との軋轢の軽減を両立するため、平成14年4月から「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」により、これまで保護を重視した対策を推進してきた。

しかしながら、近年は生息状況が大きく変化しており、令和5年度には北海道・東北地方を中心に人の生活圏へのヒグマやツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の出没が相次ぎ、全国の人身被害件数が過去最多を記録したことから、国は令和6年4月に環境省令を改正し、四国個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定した。更に令和7年9月から、市町村長の権限により人の生活圏に出没したクマ類の銃猟が可能となる緊急銃猟制度が開始されるなど、国の方針も管理強化へと転換している。

本県においても、令和6年度、そして令和7年度とツキノワグマの出没頭数が続けて過去最多を更新し、市街地での出没も相次いでいる状況である。

こうした状況に鑑み、人の生活圏への出没を防止するため、緩衝地帯や生息環境の整備など人との共生に向けた環境づくりを進める一方、県民の生命と暮らしを守るためには、人の生活圏に繰り返し出没するなどの問題個体は、積極的な捕獲を行い管理対策の強化を図っていく必要がある。

このため、県民の安全・安心の確保を最優先とし、問題個体の積極的な捕獲、地域個体群の安定的な維持、人とツキノワグマとの軋轢軽減を目的として、「第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*) (以下「クマ」という。)

3 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ・法令上の理由から、上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間を勘案した期間とする。
- ・なお、有効期間内であっても、クマの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて改定等を行う。

4 管理が行われる区域

山梨県内全域

5 現状の整理

(1) 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経139度08分04秒（上野原市）～西端東経138度10分49秒（南アルプス市）、南端北緯35度10分06秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯35度58分18秒（北杜市））。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465km²でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44%が人工林である。また、森林面積の58.3%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.2%、宅地が4.3%、道路が2.7%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.6%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

このような地形的条件、交通網、河川、山塊等を考慮して本県については、「富士・丹沢」、「中央・南アルプス」、「関東山地」の三つの保護管理ユニット（地域個体群）（図1）に分けられている（環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版2022年3月」）。

ア 富士・丹沢保護管理ユニット

この地域は富士山とその山麓、丹沢山地の北部、御坂山系の山塊に区分され、それぞれ生息環境としてのタイプが異なる。富士山周辺は、亜高山から高山帯の植生であり、自衛隊演習地が広がっていることや、エサとなるブナ科植物が少ないため、クマの生息にはあまり適さない。都留市、道志村、上野原市秋山地区では、二次林は見られるものの、低山帯における人為的な利用頻度が高いため、クマにとってあまり好適な環境ではないとされている。一方、御坂山系の大月市から身延町にかけては、ナラの二次林が広がっており、比較的クマの生息に適した地域となっている。しかし、身延地区以南はスギ・ヒノキの造林地が多く、北側に比べると生息地としてはやや劣る。なお、甲府盆地に面した山際の笛吹市一宮・御坂地区、甲府市中道地区は、果樹園が誘引物となり、クマの恒常的な出没が繰り返される地域である。

イ 中央・南アルプス保護管理ユニット

この地域は長野県・静岡県にまたがる広い地域で、3,000m級の稜線を中心とした亜高山から高山帯の植生を含む大きな山塊である。南部に位置し静岡県と接する身延町身延地域（富士川右岸）や、南部町の山林には、スギ・ヒノキの造林地が多い。一方、地域によっては落葉広葉樹林も多く存在し、環境的にはクマの生息に比較的、好適な地域であるとされる。

ウ 関東山地保護管理ユニット

この地域は長野県、埼玉県、東京都に隣接する標高2,000m級の稜線を中心とした山塊で、北は群馬県にまでつながる広い分布域である。甲武信ヶ岳から金峰山にかけては、亜寒帯・亜高山帯植生のコメツガ群落が広がり、その周囲にブナ群落が群馬県・東京都の県境にまで広がっている。カラマツを中心とした造林が盛んに行われた地域もあるが、二次的な自然植生も比較的多く残っており、三つの地域の中ではクマの推定生息数が多い地域である。



図1 クマの保護管理ユニット区分（山梨県）

（2）生息状況

前述のとおり県内のクマ生息地域は大きく三つの保護管理ユニットで区分されている。目撃情報等をもとにその分布をみると、県内の山間地域ではほとんどの地域で生息確認情報があり、特に山際に果樹園の広がる峡東地域（山梨市三富地区・牧丘地区、笛吹市御坂地区・八代地区、甲州市塩山地区）、東部地域（上野原市、大月市）甲府市北部、峡南地域（身延町、南部町）、富士五湖地域（山中湖村、富士河口湖町）において多い傾向が確認されている。

（3）推定生息数

「第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針」（R4.4～R9.3）の策定の際、推定生息数の基となった令和2年度の生息調査では、富士・丹沢、中央・南アルプス、関東山地の三つの保護管理ユニットに属する地域において実施した。平成23、24年度の調査と同じくヘア・トラップ法を用いたDNA解析による個体識別を行い、空間明示型標識再捕獲モデルによって計算した。また、中央・南アルプス保護管理ユニットの推定値については、分析に必要なデータが収集できなかったため、前回調査と同様に天然林面積割合から算出した。各保護管理ユニットの生息数推定値は、95%信用区間における中央値として、富士・丹沢保護管理ユニット158頭、関東山地保護管理ユニット189頭、中央・南アルプス保護管理ユニット180頭となり、合計で527頭となった。

令和7年度の生息調査においても、令和2年度と同じ三つの保護管理ユニットに

属する地域において実施し、同じくヘア・トラップ法を用いた DNA 解析による個体識別を行い、空間明示型標識再捕獲モデルによって計算した。各保護管理ユニットの生息数推定値は、令和2年度と同様に95%信用区間における中央値として、富士・丹沢保護管理ユニット287頭、中央・南アルプス保護管理ユニット211頭、関東山地保護管理ユニット540頭となり、合計で1,038頭となった(表1)。

表1 県内におけるクマの推定生息数

保護管理ユニット (地域個体群)	生息密度 (頭/km ²)	全森林面積 (km ²)	95%信用区間 (頭)	中央値 (頭)
富士・丹沢	0.27	1116.2	140～578	287
中央・南アルプス	0.20	1117.7	99～445	211
関東山地	0.42	1352.4	273～1,010	540
計	—	—	512～2,033	1,038

(4) 出没状況

県民等から市町村に通報があった目撃情報を基に出没頭数を集計している。過去のデータから、クマの出没は6～11月に集中しているが、令和7年度においては、12月における目撃情報が過去最多の31頭と大幅に増加しており、これまでの冬季における出没傾向とは異なるため、冬眠期においても警戒を継続する必要がある。

また、年次では、近年の出没頭数が増加傾向にあり、令和7年度においては、12月の時点で過去最多を記録しており、今後も予断を許さない状況である。

表2 県内におけるクマの月別の目撃・出没状況（R8.2月末現在）（頭）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R7	4	26	79	57	43	25	37	64	31	5			371
R6	9	27	90	56	44	39	38	33	4	4	1	1	346
R5	4	14	32	43	16	16	32	37	9	1	0	2	206
R4	1	11	42	23	12	13	10	8	4	1	4	0	129
R3	9	31	35	42	11	11	13	11	4	1	1	2	171
R2	13	11	28	47	20	15	21	7	2	0	3	3	170
R1	7	14	30	27	26	34	35	24	7	1	2	3	210
H30	3	23	28	22	11	8	8	3	2	1	0	0	109
H29	8	16	39	24	19	6	3	5	2	0	0	0	122
H28	1	17	17	27	19	7	23	9	2	0	0	1	123
H27	4	10	27	9	10	4	5	2	2	1	0	2	76
H26	8	5	21	24	15	17	16	19	2	0	0	2	129
H25	3	5	21	27	10	14	5	3	3	2	0	1	94
H24	1	10	25	30	46	45	19	20	2	0	0	1	199
H23	2	4	11	14	21	9	5	7	3	4	0	1	81
H22	3	15	24	25	38	21	12	20	8	0	0	0	166
H21	2	4	11	14	21	9	5	7	3	1	0	0	77
H20	3	15	24	25	38	21	12	20	8	0	0	0	166
H19	1	8	12	12	13	4	3	2	2	2	0	0	59
H18	3	5	14	8	29	38	42	28	2	2	0	1	172
平均	4	13	30	27	23	17	17	16	5	1	0	1	158

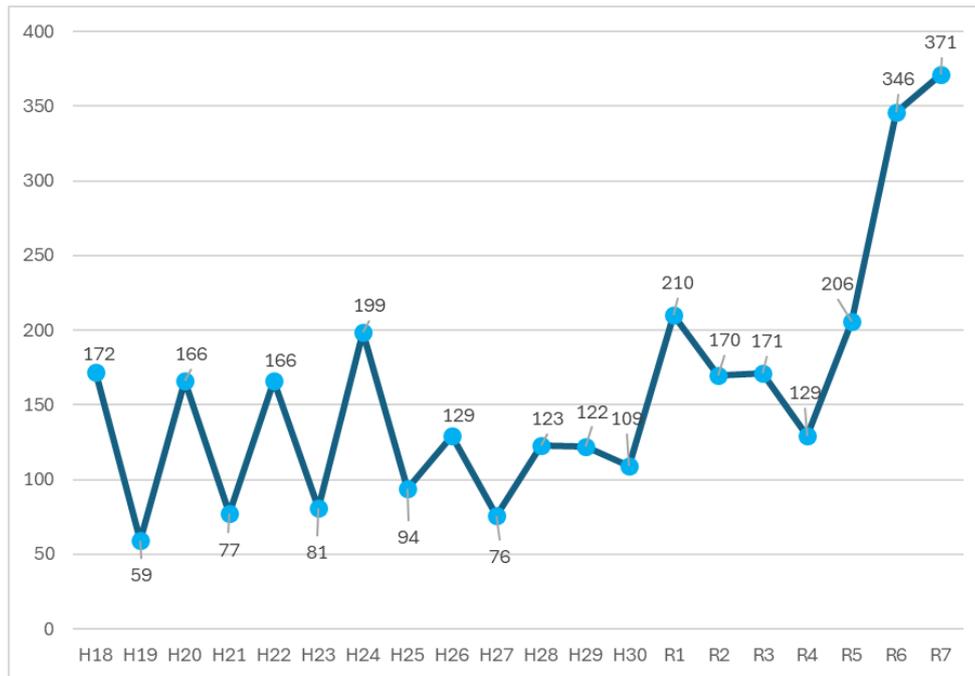


図2 県内におけるクマの目撃件数の推移（R8.2月末現在）

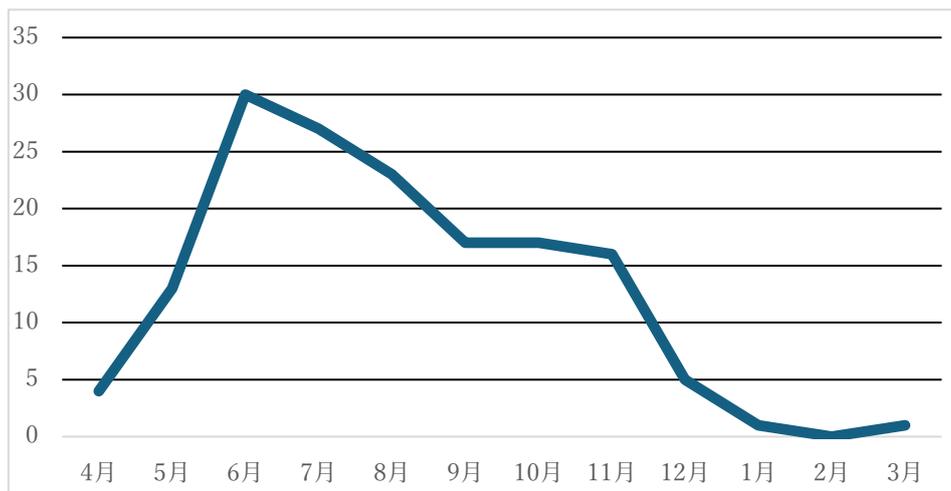


図3 県内におけるクマの月別平均目撃件数（H18～R8.2月末現在）

（5）捕獲状況

狩猟の禁止措置がとられた平成9年度（1997年度）より前は、捕獲の中心は狩猟によるものであり、それ以後は有害捕獲が大半を占めている。

狩猟禁止措置が解除された令和14年度（2022年度）以降も、有害捕獲によるものが主となっている。

また、平成18年度（2006年度）や平成24年度（2012年度）の大量出没年、および平成28年度（2016年度）以降に発生している錯誤捕獲を除くと、近年の年間捕獲頭数は概ね10～20頭前後で推移している。

年度	有害捕獲頭数	狩猟頭数	錯誤捕獲頭数	合計	放獣
昭和36	1961	4	35	39	-
昭和37	1962	0	44	44	-
昭和38	1963	46	36	82	-
昭和39	1964	11	49	60	-
昭和40	1965	4	47	51	-
昭和41	1966	3	51	54	-
昭和42	1967	3	46	49	-
昭和43	1968	6	47	53	-
昭和44	1969	5	60	65	-
昭和45	1970	7	51	58	-
昭和46	1971	10	42	52	-
昭和47	1972	8	55	63	-
昭和48	1973	24	47	71	-
昭和49	1974	7	48	55	-
昭和50	1975	16	47	63	-
昭和51	1976	12	45	57	-
昭和52	1977	22	48	70	-
昭和53	1978	14	53	67	-
昭和54	1979	10	64	74	-
昭和55	1980	8	56	64	-
昭和56	1981	32	57	89	-
昭和57	1982	17	65	82	-
昭和58	1983	19	39	58	-
昭和59	1984	27	31	58	-
昭和60	1985	28	33	61	-
昭和61	1986	29	40	69	-
昭和62	1987	17	65	82	-
昭和63	1988	19	25	44	-
平成元	1989	26	38	64	-
平成2	1990	10	52	62	-
平成3	1991	5	22	27	-
平成4	1992	24	21	45	-
平成5	1993	12	24	36	-
平成6	1994	11	27	38	-
平成7	1995	13	29	42	-
平成8	1996	15	25	40	-
平成9	1997	2	0	2	-
平成10	1998	4	0	4	-
平成11	1999	37	0	37	-
平成12	2000	21	0	21	-
平成13	2001	36	0	36	-
平成14	2002	23	19	42	-
平成15	2003	28	12	40	-
平成16	2004	23	11	34	-
平成17	2005	7	24	31	-
平成18	2006	96	2	98	-
平成19	2007	22	5	27	-
平成20	2008	24	7	31	1
平成21	2009	22	4	26	1
平成22	2010	39	3	42	10
平成23	2011	15	2	17	4
平成24	2012	49	8	57	14
平成25	2013	16	6	22	3
平成26	2014	16	3	19	5
平成27	2015	14	6	20	4
平成28	2016	17	11	28	7
平成29	2017	21	6	27	4
平成30	2018	16	1	17	2
令和元	2019	19	2	21	7
令和2	2020	10	3	13	18
令和3	2021	1	21	22	10
令和4	2022	8	3	11	1
令和5	2023	7	1	8	9
令和6	2024	19	2	21	4
令和7	2025	15	4	19	1

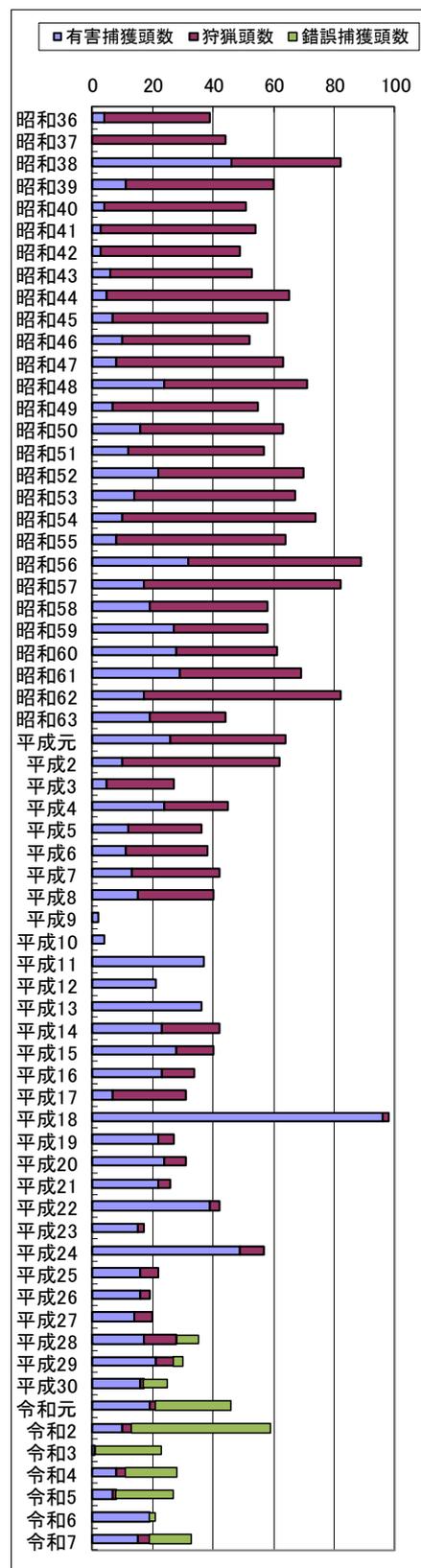


図3 県内におけるクマの狩猟と有害捕獲、錯誤捕獲による捕獲数及び放獣数の変遷 (R8. 2 月末現在)

(6) 被害状況

ア 人身被害

平成23年度からの人身被害の年間発生件数は、概ね5件以下で推移しており、ここ数年では、1～2件程度の発生が続いている状況である。

発生時期としては、5～11月に集中しており、12月や1月にも発生しており、冬眠期でも遭遇リスクはゼロではない。

この季節性は、クマの活動期（春～秋）と人の野外活動期（農作業・登山・レジャー）が重なることが要因と考えられる。

発生地域の傾向としては、山林が広く分布する地域で被害が多くみられる。

発生時の人の行動としては、農林業の作業中、登山やキノコ狩りなどのレジャー活動中、狩猟の際などであり、主に山間部周辺で被害が発生している。

表3 県内におけるクマの人身被害発生状況（R8.2月末現在）

年度	件数	月	市町村	行動	負傷	死亡	
H23	4	5月	山梨市	山菜採り	1	0	
		7月	甲府市	登山	1	0	
		8月	甲州市	登山	1	0	
		11月	大月市	狩猟	1	0	
H24	4	5月	甲府市	農作業	1	0	
		7月	北杜市	犬の散歩	1	0	
		7月	道志村	散歩	1	0	
		11月	身延町	狩猟	1	0	
H25	0	人身被害報告なし					
H26	3	7月	北杜市	林道作業中	1	0	
		8月	北杜市	溪流釣り	1	0	
		9月	山中湖村	狩猟	1	0	
H27	0	人身被害報告なし					
H28	5	5月	身延町	伐採作業	1	0	
		7月	都留市	山林内移動中	1	0	
		7月	山梨市	道路を歩行	1	0	
		8月	北杜市	登山	1	0	
		11月	大月市	養蜂作業	1	0	
H29	4	6月	都留市	狩猟わな点検中	1	0	
		7月	小菅村	登山	1	0	
		7月	笛吹市	農作業	1	0	
		11月	都留市	狩猟	1	0	
H30	2	7月	笛吹市	伐採作業	1	0	
		8月	北杜市	放獣作業	1	0	
R1	2	5月	都留市	下草刈り	1	0	
		10月	北杜市	飼料倉庫作業	1	0	
R2	4	9月	甲州市	登山	1	0	
		9月	北杜市	キノコ狩り	1	0	
		10月	小菅村	キノコ狩り	1	0	
		11月	北杜市	狩猟	1	0	
R3	1	12月	北杜市	狩猟同行	1	0	
R4	1	6月	富士吉田市	クマパトロール	1	0	
R5	2	10月	大月市	農作業	1	0	
		11月	丹波山村	山林内作業	1	0	
R6	2	7月	身延町	登山	1	0	
		12月	笛吹市	山林内作業	1	0	
R7	2	6月	北杜市	釣り	1	0	
		8月	身延町	在宅(裏庭)	1	0	

イ 農林業被害

農業被害としては果樹などがあるが、特に御坂山地と隣接する甲府盆地や峡東地域の果樹園に被害が集中し、毎年同様の地域で被害が発生している。

また、林業被害としては、造林木の樹皮剥ぎ被害（クマハギ）が平成5年頃から目立ち始め、近年は全県で被害が発生している。しかし、クマハギのメカニズムについては、いくつかの説はあるものの解明されていない。

本県での農業被害面積は、令和3年度以降は概ね1.2～1.4 ha で推移し、農業被害額は、令和3年度以降は2百万円前後で推移している。（図5）

林業被害面積は令和3年度のみ389 ha と突出してはいるが、令和4年度以降は200 ha 未満となっており、林業被害額はバラつきがあるものの、平均して約7千万円程度となっている（図6）。

なお、林業被害については全県調査ではなく、年度毎の事業実施箇所及びその近辺で被害が確認された場合の報告に基づく数値である。

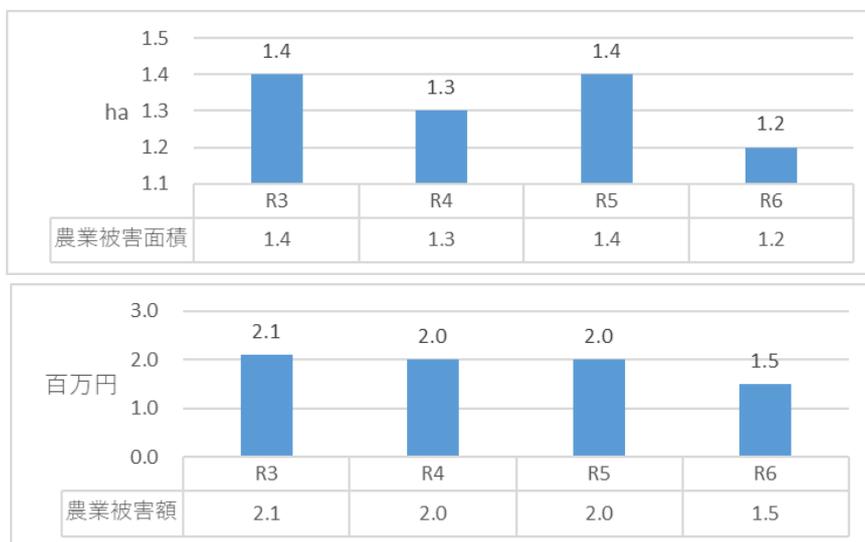


図5 クマによる農業被害の状況

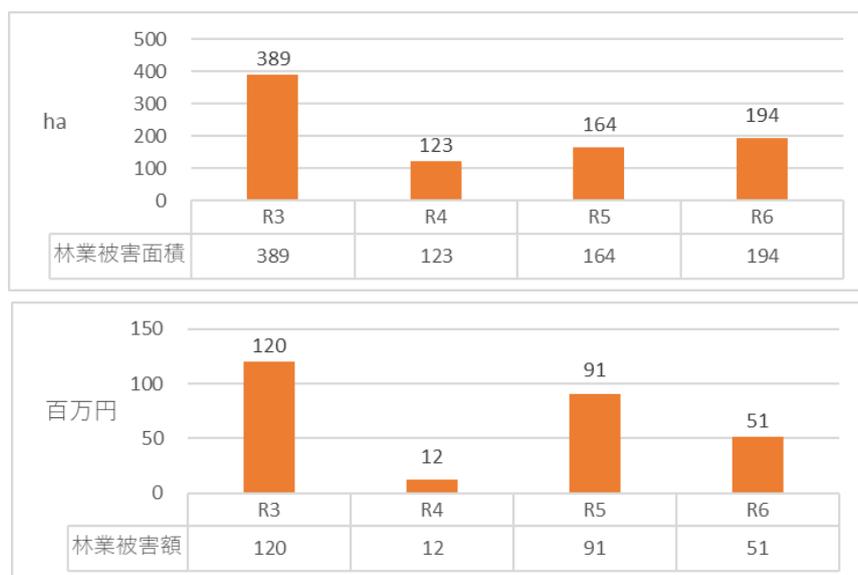


図6 クマによる林業被害の状況

6 現状の評価と課題

これまで、環境省のガイドラインにおいて、山梨県に生息するクマは、関東山地個体群（危急地域個体群）、富士・丹沢個体群（危機的地域個体群）、南アルプス個体群（安定存続地域個体群）と評価されており、生息状況に応じて保護管理が進められてきた。

一方で、環境省が実施した「平成30年度中大型哺乳類分布調査」では、クマの分布域が全国的に拡大していることが示されている。

こうした状況の中、本県は、地形的に人の生活圏とクマの生息域が近く、人身被害や農林業被害の増加が懸念されることから、地域個体群の将来にわたっての存続と、人との軋轢の軽減を両立するため、これまで五期にわたり「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」を作成し、保護に重点を置いた取り組みを推進してきたところである。

しかしながら、近年の本県ではクマの出没件数が増加傾向にあり、令和7年度には市街地周辺での目撃も相次ぐなど、県民の不安が高まる中、クマの保護と県民の安全確保の両立を図る必要性が一層高まっている。

このため山梨県では、「やまなしツキノワグマ緊急対策パッケージ」を策定し、迅速な出没対応、被害の未然防止、生息環境の整備を柱として、市町村、警察、猟友会等と連携しながら総合的な対策を推進している。

今後は、県内の地形・土地利用状況を踏まえたゾーニングを行い、人とクマの棲み分けを図ることにより、被害防止対策を計画的かつ効果的に実施していくことが必要である。

7 管理の目標

（1）目標

クマの良好な生息環境の維持及び問題個体の捕獲などによる適切な管理を推進することにより、「富士・丹沢」、「中央・南アルプス」、「関東山地」の各保護管理ユニットにおける地域個体群の長期的かつ安定的な維持と人身被害等の未然防止を図ることを目標とする。

【問題個体の例】

- ・人身被害を発生させた個体（被疑個体を含む）
- ・家畜、適切に管理された果樹園などに被害を与えた個体（被疑個体を含む）
- ・人家や各種施設、またはその敷地周辺に侵入した個体（被疑個体を含む）
- ・追い払い等を実施しても、人の生活圏に留まり続けた個体
- ・人の生活圏に繰り返し出没した個体
- ・人につきまとうなど、危険性の高い問題行動を示した個体

（2）目標達成のための基本的な考え方

人の生活圏に繰り返し出没するなどの問題個体については、各保護管理ユニットに関わらず、有害捕獲を実施する。

人とクマとの棲み分けを図るゾーニング管理により、区分ごとに被害防止対策を実施する。

各保護管理ユニットの維持を図るため、推定生息数に応じて捕獲数の目安を定めるとともに錯誤捕獲の防止に努める。

生息数の把握、生態調査によりクマの行動範囲や移動経路などを分析し、科学的な根拠に基づく効果的な出没対策を推進していく。

8 ゾーニング管理に関する事項

(1) ゾーニング設定

各保護管理ユニットにおいて、クマの生息環境の保全を確保しつつ、人身被害の発生を未然に防ぐため、地域を複数のゾーンに区分し、それぞれの特性に応じた管理を行うものとする。クマの主要な生息域は「コア生息地」として保護を優先する。その周囲には、クマの生息域と人の生活圏の間に位置する「緩衝地帯」を設け、人の生活圏に近い区域は「管理強化ゾーン」として、出没を防止するための対策を推進する。

一方、人の生活圏のうち農林業など人の活動が盛んな区域は「防除地域」として、被害防止を重視し、人の生活と安全を最優先する区域は「排除地域」として、クマの排除を徹底する。

これらのゾーンごとに適切な管理措置を講じることにより、クマの生息環境の保全と人身被害の未然防止の両立を図る。

表4 ゾーニング管理区分

ゾーン区分		概念
人の生活圏	排除地域	■人身被害防止 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落内の住居集合地域。 ・人の安全が最優先される地域。
	防除地域	■農林業被害・人身被害防止 <ul style="list-style-type: none"> ・農林業などが盛んで人の活動が行われている地域。 ・被害防止対策や出没防止対策を実施する地域。 ・農地や河川等は、クマが人の生活圏へ侵入するルートとなるため、防除地域に含める。
緩衝地帯	管理強化ゾーン	■排除・防除地域への出没抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯のうち特に人の生活圏に近い地域。 ・人の生活圏へのクマの侵入防止のための対策（捕獲、環境整備等）を実施する地域。
		■環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・人の生活圏とコア生息地の間の地域。
コア生息地		■クマの保護 <ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群の安定的な維持を図りつつ、クマにとって良好な生息環境を保全する地域。

(2) 各ゾーンにおける対策

ア 人の生活圏

①排除地域

人身被害発生の危険性が非常に高いことから、県民の生命と暮らしを最優先とし、出没した問題個体について、緊急銃猟による対処も視野に入れ適切に捕獲する。

出没の再発防止のため、移動経路の把握や誘引物の有無など十分な情報収集を行い、出没要因の解明を実施するとともに、住民への注意喚起等を行う。

②防除地域

防除対策を講じた上でも被害が生じる場合には、緊急銃猟による対処も視野に入れ適切に捕獲する。

出没した際は、現地調査を実施するなど十分な情報収集を行い、出没要因の解明を実施するとともに、誘引物の除去、住民への注意喚起、被害が発生した農林業地域等での防除対策及び追い払い等を行う。

イ 緩衝地帯

①管理強化ゾーン

人の生活圏への出没を抑制し、人身被害発生を未然に防ぐため、これ以上の侵入がないよう、放任果樹の伐採や移動経路となる藪等の刈り払いなどの環境整備を行うとともに、登山者や観光客へ誘引物の管理徹底を促すなどの注意喚起を行う。

出没した際は、現地調査を実施するなどの十分な情報収集を行い、付近の住民への注意喚起を実施する。防除地域の隣接地域に定着する場合には、必要に応じて追い払い等を実施し、問題個体については有害捕獲を行う。

②管理強化ゾーン以外の地域

コア生息地と管理強化ゾーンの間に位置するため、クマの行動と周辺環境の状況を把握するとともに、問題個体とならないよう、この地域内での生息環境が維持できるよう保護対策を推進する。

ウ コア生息地

健全な個体群の維持を担保することを目的とする地域であることから、保護を中心とした対応を行う。クマの生息地であることから、人身被害発生を防ぐため、登山者や観光客へ誘引物の管理徹底を促すなどの注意喚起を行う。

9 個体群管理に関する事項

(1) 捕獲数の目安

個体群管理の基本単位は、各保護管理ユニットの個体群とし、被害リスクを低減しつつ個体群の維持を図るためには、管理捕獲による急激な生息数の減少も避ける

必要があることから、年間の捕獲数について一定の目安を設ける。

各保護管理ユニットは山林により相互に繋がっており、個体の移動が生じていることから、捕獲数の目安については、保護管理ユニットごとに設定するのではなく、県内全域を一体の管理単位として設定することとする。

県全体の年間捕獲数の目安は、各保護管理ユニットの推定生息数に応じて設定した捕獲上限割合を基に算出した頭数を参考とし、80頭とする。

なお、捕獲数がこの目安に達した場合であっても、人身被害防止のために必要と認められる場合には、問題個体の有害捕獲や緊急銃猟を実施するものとする。

【参考】各保護管理ユニットで算出した捕獲上限頭数

富士・丹沢	: 8頭 (個体数水準1 捕獲上限割合 3%)
中央・南アルプス	: 25頭 (個体数水準4 捕獲上限割合12%)
関東山地	: 43頭 (個体数水準3 捕獲上限割合 8%)
計	: 76頭

※個体数水準及び捕獲上限割合は、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改定版2022年3月」を参考

表5 クマ類の個体数水準と保護・管理の目標及び捕獲上限割合

個体数水準	保護・管理の目標	
	分布域	個体数
1 (危機的地域個体群) 【成獣個体数】 100頭以下 【分布域】 きわめて狭く孤立	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準2への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の3%以下。 狩猟禁止。 緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける。
2 (絶滅危惧地域個体群) 【成獣個体数】 100-400頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性が少ない	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準3への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の5%以下。 狩猟禁止。
3 (危急地域個体群) 【成獣個体数】 400-800頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限	分布域の維持、分布域内の環境保全	個体数水準3の維持または水準4への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の8%以下。 目標が水準4へ引き上げの場合は、全体の個体数ではなく、成獣個体数を基準に捕獲上限数を設定する。
4 (安定存続地域個体群) 【成獣個体数】 800頭程度以上 【分布域】 広く連続的	分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全	個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の12%以下。 人間との軋轢が恒常的に発生している場合、軋轢軽減を目的として捕獲割合を3%上乘せする対応も可能である(全体の個体数の15%以下)。

（２）捕獲許可による個体数の管理

①問題個体管理

人身被害を引き起こした個体や、人に付きまとうなどの問題行動を示した個体については、有害捕獲を実施する。

また、（１）で定める捕獲数の目安に達した場合であっても、人身被害の防止が必要と判断される場合は、有害捕獲等を実施する。

②ゾーニングによる個体管理

人の生活圏に繰り返し出没するなどした問題個体は有害捕獲等を実施する。

管理強化ゾーンに出没した個体は、追い払いまたは必要に応じて有害捕獲を実施する。

クマの生息域（コア生息地）や管理強化ゾーン以外の緩衝地帯においては、原則捕獲を行わないが、人身被害の発生や人につきまとうなどの問題行動を示した個体は有害捕獲を実施する。

（３）狩猟による捕獲

狩猟による捕獲可能数は、狩猟期前の有害捕獲による捕獲数を考慮した上で決定し、狩猟者登録時に狩猟者への周知徹底を図る。

また、狩猟により捕獲した場合は、その都度報告を受け、捕獲数情報を公表する。

クマ猟を目的とする狩猟者には、県に捕獲数情報を確認するよう協力を求める。

（４）錯誤捕獲の防止

ニホンジカ等の捕獲強化に伴い、わな・檻によるクマの錯誤捕獲の増加が懸念される。

くくりわなにかかったクマはワイヤーの範囲で動き回るため、接近した人が襲われる危険があるほか、逃れようとしてワイヤーが足に食い込み、負傷して危険性が高まる場合がある。

これらの危険を防ぐため、捕獲対象に適したわな・檻の設置・管理を徹底し、クマを捕獲する場合は、クマ用の箱わな（ドラム缶わな等）を使用する。

ニホンジカ等の捕獲場所で錯誤捕獲が複数回発生した場合は、周辺でのわなの設置を中止し、再発防止に努める。

錯誤捕獲されたクマについては、問題個体でない場合、まず放獣を検討する。

なお、クマの放獣は危険を伴うため、麻酔薬の使用等に関する専門的な技術・知識を有する者に依頼し、安全を確保して実施する。放獣場所の選定は慎重に行い、クマのコア生息地を基本とする。

10 生息地の保護・整備に関する事項

（１）移動経路の確保

クマは生息するために、一定以上の森林面積を必要とする特性から、生息域の分

断や縮小、孤立による地域個体群の存続への影響が懸念される。

関東森林管理局は、野生動物の移動経路を確保し、生息域の拡大と地域個体群間の個体・遺伝的交流を促すために、甲武信ヶ岳から笠取山、雲取山に至る稜線の埼玉側側の国有林及び周辺保存地区8,599haを「秩父山地緑の回廊」、富士山の中腹をほぼ一周する3,148haを「富士山緑の回廊」、丹沢山塊に4,275haを「丹沢緑の回廊」として設定している。本県は、県有林において、生物多様性の保全を図るため、主要な尾根筋、溪流・沢筋沿い及び天然林が連続する箇所において野生動物の移動経路確保のための保護樹帯を設定し、生息域の維持に努める。

各保護管理ユニットの中においても、クマの移動経路が人為的工作物等で分断されないよう、地域個体群へ与える影響を慎重に検討し、必要に応じて移動経路等の確保を図る。

(2) 生息地の環境整備

天然林の面積が広く、クマの生息に適した貴重な自然状態が保たれている地域を将来に渡り保全するとともに、クマをはじめとする野生鳥獣の生息地として保護するため、鳥獣保護区等の指定に努める。

特に落葉広葉樹林はエサとなる堅果類を供給し、その豊凶が繁殖や行動パターンに影響を与えていることから、今後の森林整備においては、針葉樹人工造林だけでなく、複層林や広葉樹との混交林、広葉樹林に誘導するなど、多様な森づくりを推進する。

1.1 被害防止対策に関する事項

人の生活圏、農林業、登山などにおける人身被害や生活被害を防止するため、次のとおり予防的措置を講じる。

(1) 人身被害の防止

クマの出没情報の発信や出没マップの公開、被害防止対策のチラシ配布や動画配信、市町村と連携した積極的な広報活動などを行い、県民への注意喚起を図る。

クマの出没情報が寄せられた場合には、市町村の防災無線等により速やかに地域住民への広報を行うとともに、周辺のパトロールを実施する。

(2) 出没防止の対策

クマを人の生活圏に誘引しないよう、地域住民や登山者に対し、ゴミなどの誘引物は適切に処理するよう周知徹底を図るとともに、里山周辺の民家などで放置された柿の木などの伐採を行う。

また、クマの出没や被害が発生する地域では、電気柵の設置や藪等の刈り払いによる見通しの確保など、クマが出没しにくい環境づくりを行う。

(3) 被害防止体制の整備

県、市町村、警察、県猟友会等が緊密に連携し、出没情報の共有、初動対応、捕獲・追い払い等の役割分担を明確にし、適切な被害防止体制を構築する。

(4) 出没時の対応

クマの出没情報が寄せられた場合は、出没場所、時間などを市町村の防災無線や防災メール等を活用し、地域住民や農林業者等への的確かつ迅速に伝達し、注意喚起を行う。

また、県や市町村のホームページ等において、クマの出没情報や出没マップの公開などを通じて注意喚起を行う。

1.2 出没対応に関する事項

(1) 広報活動

クマの出没が確認された際には、住民の安全確保を最優先に、迅速かつ正確な情報提供を行うため、防災無線や防災メール、SNS、ホームページ等を活用し、出没地点や時間、状況などの情報を速やかに発信する。

(2) パトロールの実施

クマの出没が確認された地域における住民の安全を確保するため、市町村において、県猟友会等と連携し、パトロールを実施する。

パトロール中に足跡や糞、爪痕、食痕などの痕跡を確認した場合は、位置情報を含めて記録し、関係機関と共有する。

(3) 有害捕獲の実施

クマの出没により住民の生命、身体又は財産に被害のおそれがあると判断した場合は、有害捕獲を実施する。

有害捕獲は許可を受けた県猟友会等が行い、市町村は警察等関係機関と連携して安全管理を徹底する。捕獲場所では住民の安全確保を最優先とし、必要に応じて立入制限等を実施する。

実施にあたっては、防災メール等により事前周知を行い、作業中は巡回・警戒を強化して第三者の立入り防止と事故防止の徹底を図る。

(4) 緊急銃猟等の実施

人の生活圏にクマが出没した際に、安全確保措置を十分に講じたうえで、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が、令和7年9月から運用開始された。

緊急銃猟を実施する際は、以下の4項目を満たしていることを確認する。

- ①クマが人の生活圏に侵入していること、又は侵入するおそれ大きいこと
- ②クマによる人命又は身体への危害防止のため、緊急に対応が必要であること
- ③銃猟以外の方法では、的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- ④銃猟によって、人に弾丸の到達するおそれ、人命または身体に危害を及ぼすおそれがないこと

緊急銃猟の実施に当たっては、環境省「緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）」に基づき、マニュアル等により適切に対応する。

また、警察官職務執行法による対応も踏まえ、状況に応じて適切に対処するものとする。

1.3 その他管理のために必要な事項

(1) 人材の育成及び計画の実施体制整備

クマ対策の体制を強化するため、県と市町村の連携による担当者会議の開催、各種研修会の実施などにより、担当職員の対応力向上を図る。

また、計画の実効性を確保するため、県、市町村、県猟友会等が緊密に連携し、実施体制の整備を着実に進める。

(2) 普及啓発の実施

人身被害を未然に防ぐため、SNSによる出没情報の発信や出没マップの公開、被害未然防止のチラシ配布や動画配信など、多様な手段を活用して普及啓発を行い、県民への注意喚起を徹底する。

(3) 生態調査や生息モニタリング調査の実施

中長期的なクマ対策を推進するため、クマの生息状況、行動範囲、移動経路などを把握する生態調査を実施し、科学的根拠のある出没防止対策を推進する。

また、各保護管理ユニットにおける生息数のモニタリング調査を行い、県内の個体数の増減状況を継続的に把握する。

参 考 资 料



① 出没対策

緊急銃猟対応

- 市町村の緊急銃猟による捕獲への支援
- 市町村の必要備品購入への支援
- ハンターの保険料への支援
- マニュアルの策定
- 訓練の実施（県、市町村、猟友会、警察、消防などと連携）

その他捕獲等対策

- 農地への電気柵等の設置
- 人里へ頻繁に出没する問題個体の箱わな等による市町村の有害捕獲への支援
- 駆除したクマの運搬等に関する地元有志（消防団員等）への協力支援
- 市町村への箱わな等の貸し出し
- 出没地域におけるパトロール体制の強化
- ドローン等のICT技術で追い払い・効果的な捕獲を実施

② 捕獲の担い手確保

- 管理捕獲従事者等研修施設の整備
- クマを銃猟できる専門的な知識・技能を習得する研修の実施
- 県内全域の体制強化を図るため、クマを銃猟できる多くのハンターを確保・育成
- 新規狩猟免許取得者への支援を充実

【対策パッケージの柱】



柱1：迅速な出没対応
緊急銃猟対応等・管理計画策定

柱2：被害の未然防止
県民への広報・啓発

柱3：生息環境の整備
周辺環境・生息地等整備

③ 管理計画の策定

- 問題個体の捕獲に向けた「第二種特定鳥獣管理計画」の策定

⑥ 隣接都県との連携・協力

- クマ出没マップの共同化など連携・協力体制の構築
- 広域的な管理計画の策定による体制強化

④ 被害未然防止対策

県民への広報・啓発

- Xで迅速に出没情報を発信
- マップで出没地点を見える化
- 県民向け被害防止対策チラシの提供
- 県民向け被害防止対策動画の作成・公開
- デジタルサイネージ版の動画放映
- 県・市町村による広報体制の強化・連携

⑤ 周辺環境・生息地の整備

周辺環境整備

- 出没が多い地域の河川における樹木の伐採を実施
- 耕作放棄地の管理・再生を推進
- 中山間地域の空き家対策を推進し放置された柿の木等を管理

生息地・里山再生

- 荒廃森林の整備や広葉樹の植林を推進
- ナラ枯れ対策の推進
- キノコ栽培など「稼げるビジネス」を森林で展開し中山間や里山を再興

■着手済の施策

- 速やかに取り組む施策
- 中長期的な施策

やまなしツキノワグマ緊急対策パッケージ

【速やかに取り組む施策】



I 出没対策・担い手確保

◎ 緊急銃猟等への備え

(1) 市町村への支援

- ① 緊急銃猟による捕獲の実施・備品購入への支援
- ② ハンターの保険料への支援
- ③ 捕獲後に重労働となる運搬、処理における後方支援として地元有志（消防団員等）への協力支援
- ④ 人里へ頻繁に出没する問題個体について、市町村が実施する有害捕獲への支援

(2) 県が実施する取り組み

- ① クマを銃猟できる専門的な知識・技能を習得する研修会を開催 → 開催実施：R7年12月を予定
- ② 訓練の実施 → 実施時期：R7年12月を予定 ※ 市町村、猟友会、警察、消防などと連携して実施
- ③ マニュアルの策定 → 策定時期：R8年1月に暫定版策定
- ④ 市町村への箱わな等の貸し出し

II 周辺環境・生息地の整備

◎ 人の生活圏への出没防止

- ・出没が多い地域の河川における樹木の伐採を実施 ⇒ 1年以内に出没情報がある箇所を選定 41河川

III 管理計画の策定

◎ 第二種特定鳥獣管理計画の策定 → 計画策定：R8年1月から着手し年度内に策定

- ・問題個体の捕獲に向けて鳥獣保護管理法に基づく「第二種特定鳥獣管理計画」を策定

IV 被害未然防止対策

◎ 県民向け被害防止対策動画の作成・公開 → 公開時期：R8年2月を予定

- ・クマの生態や山へ行く際の注意点、人家に引き寄せない方法など実演を交えた解説動画を作成・公開

V 隣接都県との連携・協力

◎ クマ出没マップの共同化など連携・協力体制の構築 → 東京都との連携マップ公開時期：R7年12月を予定

- ・クマの出没データを隣接する都県と共有し、相互にマップ上で表示できるようにするなど、広域的な取り組みを推進